

●香川県広域水道企業団告示第22号

令和2年香川県広域水道企業団告示第15号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。
 令和3年12月3日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前							
委託した収納事務	委託先の名称及び所在地		収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日	委託した収納事務	委託先の名称及び所在地		収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称					提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務	SMB Cファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	略	略	略	水道の使用に係る料金並びに高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務	SMB Cファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	略	略	略
			株式会社ポプラ	ポプラ、生活彩家、くらしハウス及びスリーエイト					株式会社ポプラ	ポプラ、生活彩家、くらしハウス及びスリーエイト	
									<u>ーズチェ</u>	<u>イ・ストア</u>	
									<u>ーン株式</u>		
									<u>社</u>		

備考 提携する者の所在地は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンにあっては東京都千代田区二番町8番地8とし、株式会社ファミリーマートにあっては同都豊島区東池袋三丁目1番1号とし、株式会社ローソンにあっては同都品川区大崎1丁目11番2号とし、山崎製パン株式会社にあっては同都千代田区岩本町3丁目10番1号とし、ミニストップ株式会社にあっては千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1とし、株式会社セイコーマートにあっては北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地とし、株式会社しんきん情報サービスにあっては同都港区港南1丁目8番27号とし、株式会社ポプラにあっては広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1とする。

備考 提携する者の所在地は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンにあっては東京都千代田区二番町8番地8とし、株式会社ファミリーマートにあっては同都豊島区東池袋三丁目1番1号とし、株式会社ローソンにあっては同都品川区大崎1丁目11番2号とし、山崎製パン株式会社にあっては同都千代田区岩本町3丁目10番1号とし、ミニストップ株式会社にあっては千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1とし、株式会社セイコーマートにあっては北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地とし、株式会社しんきん情報サービスにあっては同都港区港南1丁目8番27号とし、株式会社ポプラにあっては広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1とし、国分グローーズチェーン株式会社社にあっては同都中央区日本橋1丁目1番1号とする。

